

■ 令和元年度 新潟市障がい者地域自立支援協議会 第23回全体会

日 時：令和元年 10月24日（木）

午前10時～正午

会 場：白山会館 大平明浄の間

（広岡会長）

いぶきサポート協会の広岡です。おはようございます。

皆様、本当にお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思います。

議事の（1）区自立支援協議会の特徴的な取り組み・成果及び今後の計画、についてです。資料1をご覧ください。これに関しましては、前回から、全体会での口頭説明は省略させていただいております。事前資料を皆様にご送付させていただいておりますが、本日は議事が多く、限られた全体会の時間のなか、有効的に利用するために、資料を送付させていただいておりますことをご了承ください。つきましては、事前配付資料に目を通していただいていることで、各区の取り組みについて、皆様、何かご質問、ご意見等ありますでしょうか。ある方は挙手をお願いいたします。

（山賀委員）

江南区のポプラの家山賀です。秋葉区の報告に関連して2点、ご質問させていただきます。

1点目ですが、江南区でも折々に触れて基幹相談支援センターから障がい児つながる支援ファイルの件についてお聞きすることがあるのですが、やはり、いわゆる俗に言うシームレスな支援というふうな関係のなかで、児童、保育、学齢児、そういうところを情報の共有化を進めていくための支援ファイルの活用かと思うのですが、これは、将来的には全市的に、こういうようなツールを活用しながら、保育、教育、また福祉ということで、情報共有、連携を図っていくということを見据えた取り組みなのかどうなのかということが一点。

もう一点は、これも折々に触れて秋葉区さんから医療ケアの課題について、非常に積極的に取り組まれているなかで、今回、集いの場を開催されたということなので、ぜひ、その中での特徴的なご家族の意見とか、現状とか、そういうものを紹介いただければと思いますので、お願いします。

（広岡会長）

それでは、秋葉区健康福祉課の方、よろしいでしょうか。お願いします。

（秋葉区健康福祉課障がい福祉係長）

秋葉区健康福祉課障がい福祉係の西谷と申します。

ご質問、ありがとうございます。

まず、一つ目の、つながる支援ファイルの件でございますが、まずは、秋葉区のほうで、ライフステージが変わるごとに途切れてしまいがちな情報をつなぐ形で、支援を行っていかうということで、委員の中で課題に挙がりまして、今回支援ファイル、まずは秋葉区の中でのということで、取り組ませていただきました。

この春から本格的に、放課後等デイサービス、児童発達支援センターで、今後は秋葉区役所でも施設の申し込みがあった際に、お配りをしながら、まずは秋葉区の中で展開をしていこうとしているところでございます。ただ、ファイルの中身に関しましては、ファイル自体は秋葉区のみで配付なのですけれども、配付の中身は、この度、ホームページに掲載をさせていただきまして、もしほかでもご利用いただけるようでしたら、そちらをぜひ活用していただきたいということで、まずはさせていただいているところでございます。

今後につきましては、秋葉区での実績を基に、また検討をしていくことになるかと思うのですけれども、今現状はこのようなところでございます。

二つ目の集いの場ですが、こちらは、9月末に開催いたしました。今回は痰吸引を行っているご家族を対象を絞らせていただきまして、6家族中5家族の方がご参加いただきました。その中でのご意見としましては、秋葉区内に医療ケアの必要な障がい児者を受け入れてくれるショートステイが、なかなか無いということで、それらを作ってほしいというご意見。それから、現在西新潟中央病院ですとか長岡まで行く必要があるというところでの移動が大変というところ。もう少し学校やデイサービスの近くにできてくれればという、ハードの面のご要望でした。

それから、吸引ができるヘルパーさんが少ないということで、そのあたりを増やしてほしいということ。対象の方が40代くらいになられていらっしゃる方のご家族については、早くこんな会が持てたら良かったというご意見もいただきました。

あとは災害時などの電源の確保が難しいと。そこをどのように確保していくかということが課題として挙がっておりました。

今後も、このような会が開けていければというご意見もいただきました。以上でございます。

(広岡会長)

一つ目につながる支援ファイルについて、それから二つ目には医療的ケアが必要な方への取り組みについてでしたが、山賀委員いかがでしょうか。

(山賀委員)

支援ファイルについては、ぜひ、良いところがあれば、全市的な展開も含めて、ぜひ障がい福祉課と、あるいは学校と協力しながら検証していったって、前向きに進めていただけるといいか

などと思います。二点目の医療ケアについては、今回ご家族の視点からということでしたので、また今後、事業者側のヒアリングとか、そういうものも含めて総合的にいろんな意見、多様な、多面的な意見を聞きながら、そこでの課題は何なのかなというのを抽出していくということが、非常に有効なのかなと思うので、秋葉区さんの取り組みに非常に期待をしているところです。

ありがとうございました。

(広岡会長)

ありがとうございます。貴重なご意見ありがとうございます。ほかに、各区の取り組みで、何かご意見、ご質問、ございますでしょうか。

山本委員、お願いいたします。

(山本委員)

にいがた温もりの会の山本と申します。よろしくお願いいたします。

南区のピアサポーター研修など、精神障がいに対する理解を深める機会の創出とございますが、精神障がいに対する理解を深める機会を、どのように作るようになさっているのか。今までと違う方向のものが作られていくように期待しているのですが、なかなかそれを感じられないのです。それで、もし、新潟でピアサポーター研修というものを開くのであれば、前にも申し上げたことが、この会であるのですけども、要望としては、新潟市なり、新潟県なりで、全体でピアサポーター研修をしていただきたいと要望がございます。

今回のピアサポーター研修などには、どのような形で精神障がいに対する理解を深めたのか、説明していただけるとありがたいです。

(広岡会長)

それでは、南区の健康福祉課の方、お願いいたします。

(南区健康福祉課障がい福祉係長)

南区健康福祉課の関本と申します。よろしく申し上げます。

ご意見ありがとうございます。

ピアサポーター研修につきましては、今後の計画ということで、まだ細かい内容というのは話し合われていない状況でして、我々もどのように取り組んで行こうかというところで、これから案を上げていくというような状況でございます。以上になります。

(山本委員)

ありがとうございます。ぜひ、講師の方をどなたかお招きして、ちゃんと講習会を開いて、認定書のようなものを出して、そして活動できる場を作る機会を作っていただきたいなど要望いたします。ありがとうございました。

(広岡会長)

はい、よろしいでしょうか。ほかにございませんでしょうか。

(武田委員)

西蒲区の麦っ子ワークスの武田と申します。お世話になっております。

中央区さんの方で、今年度から就労支援ワーキンググループが立ち上がったということですが、その内容というところで、どんな形で行われたのか。また、何か課題等が出ているようでしたら、そこら辺の報告等も少し教えていただければなと思います。

(広岡会長)

中央区健康福祉課の方、お願いいたします。

(中央区健康福祉課障がい福祉係長)

中央区健康福祉課障がい福祉係の岩見と申します。ご質問ありがとうございます。

就労ワーキンググループなのですけれども、6月と8月の2回、事例検討会を開催させていただきました。私、業務の都合で参加できませんでしたがけれども、基幹相談支援センター中央からインシデントプロセス法を用いたケース会議と同じような形で、事例検討を行ったと聞いております。

参加者は、市内の就労支援事業所やコアサポートとつながりのある若者支援機関、学校で、約20名程度の参加がございました。直近で行われました8月の事例検討会なのですけれども、事例の内容が一般就労と福祉サービスの併用について、検討会を行っております。

具体的な内容につきましては、就労移行を利用して一般就労した後に、就労継続支援のB型の併用利用を開始している方ですけれども、行政の方から、一般就労になったので、就労一本にしてはどうかと言われたと。ただ、事業所としては、生活面が不安のため就労継続支援B型を併用してもらいながら、生活面のフォローをしたいと考えているけれどもどうしたらいいものかということで、事例検討を行っております。そのときの検討結果、単に併用許可を行政に求めるだけでなく、どれだけのケースが併用しているかとか、併用の理由にはどんな理由があるのかとか、そういったところを実態把握してから、ワーキンググループとして定義しているという形になったそうです。

今後なのですけれども、10月、12月、2月に事例検討会開催予定をしております。

以上でございます。

(広岡会長)

武田委員、よろしいでしょうか。

(武田委員)

ありがとうございました。本当に今の課題等は、就労支援をしている事業所等にも共通するような課題になってくるのかなと思います。そういった中で、何かの機会情報共有ができて

いくといいのかなというのを感じていました。

ありがとうございました。

(広岡会長)

ありがとうございます。

中央区の就労支援ワーキンググループ、特徴的な中央区の取り組みだと思しますので、これも情報共有していきたいと思います。ほかに。

坂詰委員、お願いいたします。

(坂詰委員)

南区の坂詰です。西区の取り組みを伺わせてください。

高齢・医療連携会議で、目的や課題の共有を図り、今後の活動について確認を行ったと書いてあるのですが、実際、先ほどの秋葉区の取り組みの医療ケアのことが、たしか第7次医療計画が策定されて、それで新潟市と秋葉区の介護連携ステーションの職員が、それぞれ自立支援協議会に入ることになったかと思うのですが、そういった中で、この連携会議のなかではなく、西区、ステーション西の方が入ってらっしゃると思うのですが、具体的にどんなふうな取り組みをされたのか、具体的に教えてもらえたらと思います。お願いいたします。

(西区健康福祉課障がい福祉係長)

西区健康福祉課、山田と申します。よろしく申し上げます。

高齢・医療連携会議につきましては、今年度、具体的には、高齢の方で具体的に話を進めていこうということで、8050問題について取り組んで行く、というような方向性を出しております。医療の連携については、今後の検討になるかと思いますが、今のところそんな状況でございます。よろしく申し上げます。

(坂詰委員)

ありがとうございました。

(広岡会長)

ほか、よろしいでしょうか。

時間の都合もありますので、次の議事に移らせていただきます。

続きまして、議事(2)相談支援連絡会及び各班の活動について、です。相談支援連絡会の会長であります、本多委員より説明していただきたいと思っております。それでは、本多委員、お願いいたします。

(本多委員)

相談支援連絡会の会長をさせていただいている、新潟県地域生活定着支援センターの本多と申します。

私からは、相談支援連絡会について、概要説明をさせていただいて、その後また、各班の代表者から、各班の報告を順次していただきたいと思っています。

相談支援連絡会、資料は、2になるのですが、各班の活動と、会長、副会長、各班の班長で構成されている班長会議というのに分かれています。私自身は班長会議に参加させていただいているのですが、班長会議ではですね、各班の進捗を確認して必要に応じて助言などを行っているという形になっています。

昨年まではですね、相談支援体制強化班、権利擁護班、地域移行・定着班、療育等支援班の四つの班で活動してまいりましたが、今年度、緊急相談班をまず新設しました。夜間休日相談支援事業が開始して1年も経ちましたし、実態の把握や、協定を結ぶ六つの短期入所事業所と、どのような連携がされているかとか、そういった確認や課題等を検討しています。

あと、相談支援体制強化班については、今年度から人材育成ワーキングと体制整備ワーキングに分けて活動しています。相談支援体制については、私もこの会議にも結構言っているのですが、課題がすごく多くて体制を強化した形になっています。

次に、地域移行・定着班についても、精神地域移行ワーキングと入所施設等のワーキングに分けて、今年度から活動しています。去年からは、精神科病院からの地域移行について活動してまいったのですが、施設入所や矯正施設からの地域移行・定着も重要な課題にあるため、取り組むこととなりました。詳しい体制とかメンバーについても、資料に載っていますので、ご参照いただければと思います。

それでは、各班の代表から報告をお願いしたいのですが、相談支援体制強化班から、順次、権利擁護、地域移行、療育、緊急相談班という形で報告をよろしくお願いします。

(相談支援体制強化班、山際相談員)

それでは、相談支援体制強化班の上半期の活動についてご報告いたします。

基幹相談支援センター秋葉の山際です。よろしくお願いたします。

今ほど、本多会長よりご説明のあったとおり、今年度は体制強化と人材育成の二つのワーキンググループにて活動をスタートいたしました。最初に体制強化ワーキングです。資料をご覧ください。

昨年11月に法人向け研修会を開催し、また、江南区自立支援協議会の地道な働きかけもありまして、結果として課題であった江南区と南区の相談支援事業所の不足に対しまして、江南区に2か所、南区に隣接する秋葉区に2か所の新規事業所の開設という成果につながっております。活動目標は、今年度も引き続き、身近な地域で相談ができて、課題解決ができる、地域の相談支援体制を目指しております。

活動の実績をご覧ください。今年度は、相談事業所向けアンケートを実施予定です。そこに

に向けた検討会を7月30日、8月30日、9月27日と3回行いました。

第1回目は、昨年、障がい福祉課のまとめた相談事業所体制調査を基に、各区の支給決定者に対して、地域の相談員が担当している割合を計算、分析し、加算に伴う提出書類の煩雑さなどの事務的なところ、また、相談員が処遇改善加算の対象から外れているなど、経営面についても、多くの意見が挙がりました。

第2回は、第1回を踏まえてアンケート案を作成し、第3回で実際にプレアンケートを実施後、修正をかけ、現在完成に向けて最終段階です。今後、11月に配付、12月に集計しまして、経営面、個別ケースの負担感、相談事業所の要望を、明確にし、市の把握と現実の差を埋める体制案を検討していきます。

次に、次の資料の人材育成ワーキングの活動実績をご覧ください。

活動目標は、質の高い相談支援の人材育成を目指しています。

8月28日、初任者・現任者研修を開催して、38名の参加がありました。前半は、障がい福祉課より、ここに載っている記載の通りの内容を行政説明していただき、後半は、地域包括支援センターあじかたの小山弓子様より、計画作成におけるアセスメントの基本についての講義と、自立支援センターまんにちの関川相談員より、業務管理のポイントについての実務発表を行っていただき、そのあとグループワークで深めました。

研修全体の感想として、県の法定研修があっても市で毎年このような研修会を、と求める意見が多く寄せられております。

今後は、計画通り、12月6日に現任者研修を開催いたします。2月26日には、ブラッシュアップ研修として、基幹研修と合わせた児童の発達障がいと、支援者連携について、研修会を予定しております。

最後になりますが、次の資料をご覧ください。基幹研修会の活動実績となります。

5月27日、基幹職員の異動に伴い、新人職員オリエンテーションで、業務についての研修を行いました。7月12日は、事例検討会を行い、相談員のファシリテーション技術の向上を図りました。9月13日は、成年後見人制度の支援業務の4センターの標準化に向け、研修会を行っております。

今後は、活動計画の通り、11月、1月は事例検討会、12月2日には、緊急相談班と協力いたしまして、地域生活支援拠点等について、厚生労働省の片桐様を講師としてお迎えし、行政、各関係機関に、幅広く呼びかけての研修会を実施予定です。

また、次に2月26日には、体制強化班と療育等支援班と協力しながら、パステルの東條先生を講師としてお迎えし、地域の各関係機関へも呼びかけ、児童分野の研修会を開催する予定となっております。

相談支援体制強化班の活動報告は以上となります。ありがとうございました。

(権利擁護班、竹田相談員)

続いて、権利擁護班の報告をさせていただきます。資料2の6ページをご覧ください。

今年度、権利擁護班は昨年に引き続いて取り組んでおります、障がい者虐待対応の対応力向上ということをテーマにしまして、昨年度、新潟市様式を改定させていただきましたが、それを周知して、現場に則してブラッシュアップしていくというような作業を行っております。

それが1本目で、実際、昨年度改定しました様式がまだまだ使われてきていないという実態がありますので、そこのところをどうやって各区の障がい福祉系の職員が、負担感無く、法令に基づいて、落とすこと無く、法的な対応をきちっとできるようにしていくかということを進めていこうということで、話をしております。

二つ目に、今年のテーマとして、セルフアドボカシー支援の啓発ということに取り組んでおります。これは、権利擁護の場合は、三層構造といたしまして、まず、自分で自分を守る。そして、二番目の層として、自分を含めた、周りの人達から助けてもらえる体制。そして、三番目として、新潟市の、平成27年度から動いております条例、障がい者差別解消法という、法制度に基づいた、システムアドボカシー的な支援。この三層の支援が必要なわけですが、いっぺんのセルフアドボカシー。児童虐待防止の活動で言えば、CAPの活動がありますが、そういったことを、やはり、障がい当事者の方々に、きちんと身につけていただくことが必要だということで、社会福祉法人南高愛隣会さんが、元厚生労働事務次官の村木さんの、えん罪の賠償金で作られた愛の基金のお金を使って、暮らしのルールブックというものを全国的に作って啓発しているのですが、それを使いまして、新潟市におけるところのセルフアドボカシー支援の活動ということを、種まきの活動を、今、行っております。

資料2の7ページに、今年の実績を記してありますのでご覧ください。昨年に種をまいたのを受けて、今年は西蒲区の地域活動支援センターで、すでに1か月に2回、ここに記載されておるのは10月1日の第9回までですが、実際は10月15日に第10回を行っております。第10回目のテーマは、人から誘われたときには気をつけよう、ということで行っておりますけれども。そのような形で、一つのモデルを作っています。

このような形で、全市的に、各事業所において、こういうミニ勉強会を、そこに通われている当事者の方に確実に届く形で、支援の職員と一緒に、作っていく活動を広めていきたいと考えております。そのために、障がい福祉事業所向けの研修会を二番目に行い、さらに、特別支援学校の教員の方々の理解がとっても重要なので、7月30日には県立特別支援学校の職員、寄宿舎の職員に対しても研修会を行いました。さらに、昨日になります、新潟地区手をつなぐ育成会の会員研修会において、同じような研修会を行ったばかりということになります。



そのような形で、権利擁護班として取り組んでおりまして、全市において、こういったようなオーダーがあれば、行って駆けつけて、一緒に学習会をしていくという活動を進めていければと考えております。以上が、権利擁護班の報告ということになります。

(地域移行・定着班、竹田相談員)

続いて、地域移行・定着班の報告を、本日、県の相談支援の現任者研修とぶつかってしまって、担当者がそちらの方に行っておりますので、私から、精神地域移行ワーキングと、今年から始まりました入所施設等ワーキングの内容について報告させていただきます。

資料2の8ページと9ページになりますので、ご覧いただければと思います。

まず、精神地域移行ワーキングですけれども、先ほど会長からも報告していただきましたが、昨年度からの継続案件として、市内の精神科病院8か所にアンケート調査を実施しまして、現在結果をまとめている最中です。その結果を基に、今年度後半から班活動を展開していくという段取りになっております。

また8月に、新潟県弁護士会から地域移行を検討されているチームと、精神科病院からの地域移行についての意見、情報の交換を行っております。これは、弁護士会さんからの要望で、班で行いました。今後も継続して弁護士会と連携する機会を設けたいということで考えております。

入所施設等ワーキングです。これは、今年度新しく立ち上がりまして、班構成のメンバーを見ていただければ分かりますように、入所施設の委員の方、そして、障がいの当事者の高齢化に対応する形の問題も合わせて扱っていく、介護保険との連携を考えていくということで、特別養護老人ホームの施設長からも委員として入っていただいて、これまで、第1回、第2回と会議を積み重ねて来ております。第2回目の会議では、この全体会においても、何度も話になっております、入所施設希望者の真の待機者という問題について、実際問題、どうなのかということについてざっくばらんに論議をしております。ここに、活動実績のところを書いてある内容なのですが、真の待機者の把握は容易ではないこと、入所の順番が回って来た際に、支援者が入所の緊急性が高いと感じても、家族はまだ在宅でよいとの考えがあり、入所を辞退してしまうなどの情報を共有しております。

併せて、改めて、この入所調整の仕組み、システムというものが、どういうふうな流れで行われているのかを、この1回目の会議では共有しました。退所者が少ないため、施設の動きが少ない。入所者の高齢化に伴い、適切な支援を継続して提供するための対応の一つとして、介護保険施設への移行についての情報が出されたというのが1回目の会議です。

2回目の会議が、ついこの間行われました。こちらについては、障がい福祉課から、個人情報を除いた待機者管理表の提供を受けて、現状把握を行っております。結果、強度行動障がいの

方など、重度知的障がいの方が特定の施設に偏って待機されていて、いつまでも入所の順番が回ってこないことが懸念され、これを何とか改善できないかということの問題提起して、論議の緒に入ったというような形の状況です。

これを実際に、どんな形の対応策があるかという一つに、65歳以上の方の介護保険施設への移行ということがあるわけですが、そこに向けて、高齢障がい者の方がどのような形で、介護保険の方に動いて暮らしているのかという実態把握のために、10月に介護保険施設の見学を行って、障がい者施設からの入所移行の実情を把握するということを進めている段階です。以上で、地域移行・定着班の報告を終わらせていただきたいと思います。

(療育等支援班、今田相談員)

続きまして、療育等支援班の報告をさせていただきます。10ページを見ながらお聞きください。

療育等支援班で今年度力を入れて取り組むこととして、二つあります。一つは、重症心身障がい児や医療的ケアが必要な障がい児に関するアンケートを予定しております。今回、対象としては、障がい児の計画相談事業所を予定しております。先ほど、山賀委員から、事業所目線での聞き取りがあると、全体をより把握できるよね、という話があったかと思いますが、今回療育等支援班では、その事業所目線での課題というところの整理をしていきたいと考えております。

また、もう一つの目的もありまして、障がい児の計画相談が、なかなかうまく計画を作れていないというお話も多々聞くところであります。その中で、医療的ケアが必要な方の計画となると、医療的な専門的知識も必要になるという部分もありまして、なおさら難しさを感じて計画を作っているのだろうなと感じているところであるので、各相談支援事業所がどんなことで困っているのかという視点を踏まえたアンケートを、今年度やろうと思っています。

あと、もう一点が、早期発見、早期療育ということテーマに、研修会のパワーポイントの資料を作っております。基幹相談支援センターに来る相談としては、年々少しずつ増えて来ておりますが、私達を感じていることとしては、大変になってからつながってくるということが、とても多いなと感じています。もっと早くつながっていたらここまで大変じゃなかったのにな、ということを感じながら、仕事をさせてもらっているわけですが、その一因として、やっぱり、障がい児に関わる関係者が、なかなか福祉のことが分からないということも、原因の一つかなと感じております。

幸いなことに結構あちこちで、研修の講師を頼まれる機会がございますし、また、増えてきております。そんな中で、障がい福祉の制度であったり、サービス、あるいは関係機関の役割というところを、きちんと誰がやっても同じレベルで伝えることができるということが、また

一つ、早期発見、早期療育につながるのかなということの中で、今回、こういう資料を作ってまいりたいと思っております。

療育等支援班は以上になります。

(広岡会長)

緊急相談班について、まず入山副主査からお願いします。

(緊急相談班、障がい福祉課事業担当者)

障がい福祉課給付係の入山と申します。よろしく願いいたします。

資料3をご用意ください。私からは、新潟市障がい者夜間休日相談支援事業について、現在の実施状況をご説明いたします。

3 ページをご覧ください。まず、本事業の概要ですが、1. 新潟市障がい者夜間休日相談支援事業とは、としまして、在宅で生活する障がいのある方と、そのご家族の安心した地域生活の継続を支援するため、夜間休日専用のコールセンターを平成30年4月に設置しました。本事業では、電話相談を基本とし、どなたでもご利用できる一般相談支援と、事前登録により万が一の緊急事態に対応する個別相談支援を提供しております。

2. コールセンターの概要ですが、資料に記載の通り、新潟太陽福祉会に委託し実施しております。

3. 一般相談支援と個別相談支援についてですが、まず、一般相談支援では、障がいのあるご本人や、ご家族等からの電話相談を受け付けております。次に、個別相談支援は、事前に登録していただき、緊急時対応プランを作成、その後、緊急事態が発生した際は、プランに基づき、相談支援、自宅への訪問支援、施設での受入れ支援等を提供します。

それでは、2 ページをご覧ください。

個別相談支援利用の登録要件についてです。(1) 強度行動障がい児と(2) 強度行動障がい者については、本事業開始時点からの要件となります。さらに、今年度より、(3) 高齢の家族等と生活する障がい者という要件を新たに加え、実施しているところです。それぞれの要件の内容は記載の通りとなります。

個別相談支援の登録状況についてですが、表の一部訂正をお願いいたします。人数記載の一番左列の、当初登録者数は、正しくは、当初対象者数となりますので、修正をお願いいたします。令和元年9月末時点で、計22名の登録が完了し、引き続き申請勧奨を行っているところです。

続いて、4 ページをご覧ください。個別相談支援の申請から緊急時対応までの流れについてご説明します。

①登録申請ですが、登録を希望される方には、お住まいの区役所健康福祉課障がい福祉係に

て申請を行っていただきます。①の申請のあと、②となりますが、らいとはうす担当者が、ご本人やご家族から聞き取り調査を実施し、その内容を基に緊急時対応プランを作成します。

5 ページをご覧ください。②で作成したプランを確認していただいた後に、③となりますが、区役所から申請者に、登録決定通知書と個別相談支援専用電話番号を送付し、プランに記載のある関係機関にも情報提供を行います。その後、④ですが、緊急事態が発生した場合には、個別相談支援専用の電話番号にお電話をしていただき、緊急時対応プランに基づいて支援を実施する、という流れになります。

実施状況の説明は以上となります。

続いて、今年度上半期の実績について、らいとはうすの細井さんよりお願いいたします。

(コールセンターらいとはうす・細井コーディネーター)

ご指名いただきましたので、ご説明させていただきます。

1 ページにお戻りいただいて、皆様ご確認いただければと思います。

今年度のコールセンターらいとはうすの実績が表として記載されております。

1 番、相談件数が、一般相談が 96 件、個別相談が 27 件、虐待通報が 4 件、合わせて 127 件となっております。ご覧の通り、個別相談支援以上に一般相談の方からのご連絡が多かったなというようなところで、伴って、2 番のところでも、緊急対応実施件数なのですが、訪問支援というものが 4 件、受入支援が 22 件とありますが、この 22 件に関しましては、登録者のみということで、一応マニュアルは整備してまいりましたが、内容を確認したところ、やはり緊急度が高いなというような案件も多くございましたので、一般相談の方も多く受け入れた結果、この件数となっております。

3 番に関しては、その相談相手の内訳になりますが、この項目の中で、本来は夜間休日相談支援事業ではございますが、時間外という項目を付けさせていただいております。特に、福祉や行政関係の方からご相談をいただく件数も増えてきたかなというところ、ある種、このサービスというか、事業につきましては、認知度が上がってきたのかなというようなところの印象として持っていますが、事業の内容といたしまして、緊急対応を主とするという事業ではございますが、それ以上に、発達障がい及び強度行動障がいの方に対する支援についてのご相談をいただく機会が増えて来たかなというふうに思っています。

元々、太陽の村が自閉症施設でございますので、その部分を以前からご相談をいただいていた点ではございますが、事業としては、この部分、太陽の村に関しましても、コールセンターに関しましても、機能としては正直整備されていない部分ではございますが、その部分に関しましてのご相談も増えて来たかなと思っております。

区別の相談件数につきましては、資料の内訳通りでございます。結局、登録者の想定だけで

はまかない切れなかった、いわゆる一般相談における緊急として扱わなければならない件数がいっぱいあるなというところ。逆に言いますと、登録者に関しましては、既にさまざまなサービスで、いろいろなものが整備されている方が多い中で、一般相談の方はその部分が、まだまだ整備されてないというか、埋もれている方が世の中には多いのかなというところが、私、2年間やってまいりました印象としては持っております。

拠点事業に関しましては、事が起きてからの対応となります。それ以前の対応の部分、その部分が、新潟市の現状においても、まだまだ不足しているのかな。いわゆるマネジメント業務的な、療育のマネジメントという部分のサービスを求められている方が多いのかなというような印象を、私、少し、2年間を通じまして、持たせていただいているのが現状でございます。

緊急相談班については、竹田さんにご説明いただきますが、この部分を引き続き進めていきたいと考えております。

(緊急相談班、竹田相談員)

それでは、続きまして緊急相談班の報告に移りたいと思いますので、資料2の11ページにお戻りください。資料2の11ページに、緊急相談班の、今年設置されまして以降の、2か月に1回、精力的に活動を進めて来ておりまして、現在10月の第3回の会議を終わっている段階です。この、新潟市におけるところの、地域生活支援拠点の整備に関しては、主に国が示している五つの機能、相談機能の強化、緊急時の受入対応の機能の強化、体験の機会の場の機能の強化、専門的人材の確保、行政の機能の強化、地域の体制づくりの強化、という五つの柱が示されているところですが、今回、新潟市が取り組みましたのは、主に一番目と二番目の相談機能の強化と緊急時の受入対応機能の強化ということです。

2箇所を設置しておりました安心コールセンターを、平成30年度から1か所にまとめ、らいとはうすさんが行ってきた実績については、第2回目の班会議で共有させていただき、第1回、第2回の会議で共有させていただいて、今、細井班長から報告していただいた通りです。

その中で、やはり進捗をきちんと確認して、今後に向けて、新潟市全体での整備を、市全体として、連携システムを変革しながら進めて、継続してきちんとやっていかなくちゃいけない、ということで、そのところを司る班として、緊急相談班を活動してまいりました。その中で、らいとはうすと、連携協定を結んだ六つの既設短期入所事業所によって、全体をカバーしていくというシステムになっておりますけども、今年、まだ連携協定事業所との会議を行っておりませんので、これをどういうふうに有効にやっていくかということで話を進め、今、会議開催に向けて、アンケートを作成して、そのアンケートを実施する段階に入っているという形になっています。今後につきましては、アンケートを6事業所に行って、その結果をまとめたうえで、6事業所の、まず話し合いを行い、その上で、論議になっているのは、6事業所以外の、新

潟市内で短期入所事業を展開している全ての事業所からの情報収集なども含めながら進めていく必要があるということを確認しております。

具体的に、すでに第1回会議で課題提起されていた医療的ケアを必要とする方の緊急時の受入について論議したところについては、早速班長と星野係長、それから入山さんの方で、はまぐみ小児療育センターの方に交渉に行っていただきまして、協定を結ぶというのは難しいところがあるのですけれども、協力の依頼を明確にしていこうということで打診されて、その方向で合意されたということをお聞きしております。

そういう形で今、第3回目の会議を終えたのですけれども、まだまだ新潟市内全体、私たち自身でも新潟市における地域生活支援拠点の全体像、ゴールというものを共有できていないということがあるのではないかとということで、そのことを改めて今日お集まりいただいている全体会議委員、それから八つの区の自立支援協議会の各委員、そして私たち行政等機関というものを含めて、まずコアなところで、この部分の厚生労働省の担当者であります片桐公彦障害福祉専門官に、12月2日月曜日に新潟市に来ていただいて、会場は総合福祉会館になりますけれども、そこでまず厚生労働省が描いている地域生活支援拠点というのはどういうものなのかということを確認したうえで、改めて新潟市全体で、各区ではどうしていったらいいかということを考えていこうということで準備しておりますので、ぜひ皆さんにはその準備をお願いしたいと思います。以上で緊急相談班の報告を終わります。

(広岡会長)

ありがとうございます。ただいまの相談支援連絡会の会長及び各班の相談員の方々からの説明、ありがとうございます。それでは、ただいまの説明についてご質問、ご意見等のある方、挙手をお願いいたします。

よろしいでしょうか。いろいろ説明がありましたが、私の意見として、緊急相談班ですとかそういったところの意見を聞きまして、ことが起きてからの敗戦処理、いつも竹田相談員などもおっしゃっておられますが、敗戦処理ではなくて予防的なマネジメントが大切なのかなということ、つくづく最近感じております。こういった新しい緊急相談班を作ったり等しておりますので、そういったところを活用して、これからまた予防的な対策を整えていければいいかと、今、お話を聞いて思いました。

何かご意見、ご質問等、お願いいたします。

(本多委員)

補足的な説明なのですけれども、各班で横断的な課題というものがあるのです。そこを相談だったり今回の緊急班が連携しながらやっている、そういったことが必要になってくるかというところと、先ほど最後に話のあった地域生活拠点については、どこの班も絡んでくる話なの

で、今後班活動だけではなくほかの班とかほかの機関とうまく連携していく必要があるかと感じています。すみません、説明の補足なのですけれども、班長会議ですけれども、班が増えてしまったので、進め方についても私の課題でもあるのですが、どうしていくかというのが課題かなというところと、私は参加させていただいて勉強になるので、班の人選とかも、人材育成も見据えた形で人選で班の構成なども考えていけたらというふうには思っています。

(広岡会長)

ありがとうございます。皆さん、ほかにご意見、ご質問等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、始まりましてから1時間過ぎましたので、ここで約10分間の休憩をさせていただきますと思います。ただいま私の時計が11時ちょうどですので、11時10分から再開いたします。

(休 憩)

(広岡会長)

会議を再開させていただきます。(3)運営事務局会議における検討状況についてです。こちらの方は海老副会長より説明していただきたいと思いますので、海老副会長、よろしく願いいたします。

(海老副会長)

皆さんお世話になっております。ここからは運営事務局会議における検討状況についてご報告をさせていただきます。私、新潟みずほ福祉会の海老と申します。よろしく願いいたします。

資料4をご覧くださいと思います。今年度は、1ページ目にもありますように2回開催しております。7月9日と9月10日、2回開催を既に終えております。2ページ目から8ページ目が昨年度までの検討・要望事項です。9・10ページが今年度新たに出された検討課題ということになります。

2ページに戻りますが、先ほど相談支援連絡会の報告と重複する部分がございます。その都度そちらの資料には資料2の3、4ページ参照という形で書いてありますので、それも見たいと思います。

まず(1)夕方支援についてということです。これにつきましては、北区から上がってまいりましたが、実際には北区での課題はほとんどないとも聞いておりますが、非常に重要な問題ではありますので、引き続き運営事務局会議でも検討してまいります。国の考え方は基本的に生活介護の延長支援加算での対応としておりますが、報酬が安いということもあり、通所系事業所

でも難しいだろうと感じております。就労系につきましても延長加算がありませんし、他の市町村では、日中一時支援と生活介護の同日利用については不可というところもございます。新潟県の自立支援協議会においても各圏域の状況を聞いてみましたが、夕方支援については全く課題に挙がっておらず、共働きや核家族世帯が多い新潟市特有の課題とされています。加算創設なのか、あるいは利用者ニーズに沿った他のサービスとの併用による支援なのかについても、継続して検討を行ってまいります。

続きまして(2)になります。計画相談支援事業所の整備についてということになりますが、先ほども報告があったように、今まで相談支援体制強化班で検討し、特定相談支援事業所数は36事業者あったのが現在45事業所と、9事業所増えております。資料2の3、4ページを参照していただきたいと思いますが、特に江南区でも2事業所が開設されました。今後も相談支援体制強化班で相談支援専門員の増員と、質の向上に向けた取組を行ってまいりまして、体制整備の強化を図っていくこととし、運営事務局会議での検討は一旦終了とさせていただきます。

(3)であります。重症心身障がい児や医療ケアが必要な障がい児者のより身近な地域で利用できる福祉サービスの充実についてということですが、これにつきましては、平成30年度より養育等支援班で協議の場を設けて検討してまいりました。資料2の10ページにもあるように、今年度は重症心身障がいや医療的ケアが必要な障がい児を担当する相談支援事業所及び相談支援専門員にアンケート調査を行い、現状の課題の把握に努め、支援体制の充実を図っていくこととし、運営事務局会議では一旦終了とさせていただきます。

(4)につきましては、移動支援事業についてであります。これにつきましては運営事務局会議では一旦終了とさせていただきます。引き続き西区において課題の分析と検討を行っていき、そこから出た課題を整理し、必要があれば改めて運営事務局会議に上げていくという形をとらせていただきます。

(5)入所待機者の解消についてですが、先ほど資料2の9ページ、地域移行・定着班で検討してまいります。今年度より入所施設等ワーキングを立ち上げ、施設入所待機者について確認、検討してまいります。また、介護保険施設への移行についても検討していくということになっております。

(6)医療的ケアが必要な障がい児者の対応に係る検討の場の設置についてです。これにつきましては一旦終了ということになります。(3)同様アンケート調査を行っていくということになっております。資料1の2ページ、秋葉区の自立支援協議会においても、集いの場での意見交換を実施しておりますので、実施しながら支援の充実を図っていくという予定になっております。

その下になります(7)児童相談所で対応が終結しなかった虐待ケースについてということに



なりますが、これについても一旦終了とさせていただきます。必要に応じて児童相談所、区健康福祉課、児童福祉係、学校、障がい福祉サービス事業所などによる検討会議を各区で開催し、適切な支援方針を検討し支援にあたることとします。

(8)になります。虐待対応マニュアルの課題整理と改善についてということになりますが、これについても資料2の6ページ、7ページにございますように、権利擁護班で検討していきます。養護者虐待の受付等を障がい福祉課で対応することについては、現在の体制では困難であり、身近な行政である区の障がい福祉係が担うべきであると考えます。担当が代わっても法律に即して粛々と対応できるシステム整備が必要と考えます。今年度はそのシステムの整備を最優先課題として検討をしております。

7ページになります。(9)、これにつきましても同様。権利擁護班で検討をしております。平成30年度の制度改正で、短期入所において虐待対応や緊急時対応により定員以上の受入を行っても減算にならず加算が取れる制度となったことにより、日々整備されてきております。今年度は短期、長期にかかわらず、強度行動障がい者の保護などの課題について検討を行っていきます。

続いて8ページの(10)障がいのある方の自己権利擁護（セルフアドボカシー）についてになりますが、資料2の6ページ、7ページにあるように、多面的に普及啓発を行ってまいりました。本年度は全市普及啓発に重点を置いた時期と位置づけており、要望があった地域や事業所への研修会を行っています。引き続き市全体としての体制整備に向け、権利擁護班の充実を図っていくこととし、一旦運営事務局会議での検討は終了とさせていただきます。

ここからは9ページ、10ページになります。今年度の検討課題についてです。まず、(1)地域生活支援拠点の整備についてですが、体験の機会・場を設けることについてどう考えているかについて議論しております。資料2の11ページにあるように、今年度、緊急相談班を創設し、国が示す5項目の整理機能について、現在、コールセンターらいとほうすを中心に実施している2項目、相談機能と緊急時受入対応機能です。これに加えて、面的整備について検討をいたしました。先ほどもご案内があったように、12月2日に厚生労働省より片桐専門官をお招きし、拠点整備に関する研修会を予定しています。また、令和2年度より緊急相談班の班名については地域生活支援拠点等検討班、これは仮称になりますけれども、そのように班名を変える予定で引き続き検討していくこととして、一旦運営事務局会議での検討は終了とします。

(2)ガイドヘルパーの担い手不足についてですが、まず、今後、ヘルパー派遣ができなくなるのではないかと危惧されるというところから検討、課題を整理するというところで、まずは中央区において事業所へヒアリングを実施し、現状把握を行い、必要があればこれについても運営事務局会議に上げていくという形で、まず、現状把握をしようということです。

最後、10 ページになります。重度化、高齢化を見据えた居住機能についてになります。看取りができる障がい福祉サービスなど、住み慣れた地域での重度化、高齢化を見据えた居住機能の検討についてになります。資料2の9 ページになりますが、地域移行・定着班で検討してまいります。介護保険への移行の検討と並行して障がい福祉サービスでの看取りについても検討していく予定になっております。

最後になりますが、(4)教育と福祉の連携体制についてです。早期からの支援がないため、大人になって触法ケースとなることが多く、早期発見し対応できるための教育と福祉の連携体制の構築について、資料2の10 ページになりますが、そこにあるように療育等支援班で検討してまいります。新潟市児童発達支援センターによる巡回支援を継続して実施し、令和2年度からは保育所等訪問支援も実施する予定で、こども家庭課の所管ではありますが、早期発見・早期療育について、支援体制の充実を図ってまいります。療育等支援班では、今年度、関係機関を対象とした説明会資料の作成について検討し、今後の啓発や制度説明に活用していく予定になっております。

以上が運営事務局会議の報告となります。

(広岡会長)

海老副会長、ありがとうございました。各区から上がってきた検討課題を運営事務局会議で検討しました。ただいまの報告です。ただいまの報告について、ご意見、ご質問等ございましたら挙手をお願いいたします。

(高橋(英)委員)

少し関連するようではないかもしれませんが、竹田委員からの最後の報告のときに、大変重要な問いかけがあったと思います。いわゆる地域生活支援拠点の新潟市としてのゴールは何か。何を目指しているのかということ、竹田委員から問いかけられたと考えています。地域生活支援拠点とはそもそも何かということ、越路の涌井さんなり上越の片桐さんなりが立ち上げた、いわゆる新潟県発日本標準の全国的な仕組みであるわけです。これは何を指したかといったら、細かく一つ一つの制度であるとか一人一人のニーズであるとかに関連することなく、ワンストップでここに来ればすべてが取り敢えず解消するというか、ニーズが満たされて困難が軽減されるような仕組みを作る、それを地域地域で作るのが地域生活支援拠点のもともとの考え方だったし、実践の出発点だったように、当時、若干関与していた高橋としては記憶しているわけです。

要するに何を言いたいかということ、それぞれその都度立ち上がってくる課題に対してワーキンググループなり班を作ってそこで検討していくということも非常に重要なのですけれども、最も重要な部分を、包括的にというかトータルに把握して、では新潟市はどうしていかうかと

いうところをだれがコントロールタワーというか中枢になって今考えているのかというところが、どうもその辺が見えないというか。出てくる課題に即してグループを作る、ワーキンググループを作る、あるいは班を作る、あるいは班の名称を変える、あれするこれするという形で対応してきているような感じはしているのですけれども、もうテーマとしては、いわゆる地域生活支援拠点のもともとの考え方に至った新潟市としてのゴールをどうするかということ、この場がいいのかどの場がいいのか分かりませんが、そこを目指していくということが大事なのではないかと考えました。

(広岡会長)

ただいまの高橋委員の地域生活支援拠点整備について、新潟市はどうするのかというところで、どこが中心になってやるのかというところで、新潟市ではいかがでしょうか。だれが中心になってどこがというところのご質問かと思うのですけれども、いかがでしょうか。

(障がい福祉課給付係長)

障がい福祉課給付係の星野と申します。よろしく申し上げます。貴重なご意見、ありがとうございます。

今現在、これまで地域生活支援拠点については各関係機関の連携がとれてきていなかったというご意見も踏まえまして、今年度から班を作り検討してきているわけですが、その班活動の中でも、やはり今、実際に新潟市内で点として実施されているさまざまな支援の体制を有機的につなげることがまず必要ではないかというご意見もいただいております。また、12月に予定しています片桐専門官からのお話、研修を受けまして、そこでの各区、そして新潟市の意見を集約し、新潟市としての方向性をまずは定めていくという作業を、今年度末やっていきたいと考えているところですので、どこが取りまとめることになれば、障がい福祉課がということになるかと思っておりますので、今後とも皆さんのご意見を頂戴できればと思います。よろしくお願いいたします。

(障がい福祉課指定係長)

私は拠点を立ち上げたので、補足なのですけれども、高橋委員のおっしゃるとおり、目指すゴールということで国に示しているものは五つなので、そうとは言わず、どのようにして拠点を立ち上げたかという、3年前に秋葉区がやっていたものをモデルとして立ち上げました。それについては、登録した人に対してカルテを作って、その人がこういう場合はどこに連絡するというようなカルテを関係者等に情報共有して、緊急の場合、対応できるようにということ、この拠点では緊急対応を目指していると把握しています。なので、無理かもしれませんが、新潟太陽福祉会に委託しているところについては、基本、カルテの作成をメインにさせていただいて、緊急の出動は新潟太陽福祉会ではなく、いつも利用しているところでさせていただいて、

新潟太陽福祉会の緊急の場が少なくなることを目指しながら、地域でその方の安心・安全を目指しているところなので、その辺も含めて、これから協議していこうと思いますので、よろしくをお願いします。

(広岡会長)

高橋委員、よろしいでしょうか。

(高橋委員)

行政が答えられる範囲というのは、今、ご説明があった、私もずっと行政にいましたのでそれも分かるころではありますけれども、やはり、何がスタートラインだったのか、何を努力してきたのか、その結果、今、どこまで到達してきたのかという振り返りが非常に大事なところですけども、要するに、実際問題として、例えば、お母さんと重度の障がい児者が二人暮らしであって、お母さんが急に倒れたときにどこにSOSを出したらきちんと対応してもらえるのか、あるいは、例えば、統合失調症の経過の長い人が一人暮らしをしていて、ずっと緩解状態であった人が、あるとき急に服薬をやめてしまって陽性反応が出たときに、だれが気づいて、最終的にその人が支援を受けるところまで持って行くのか、その考え方の根本にあるのが地域生活支援拠点の考え方ですから、そこをどうやって実現するのかを本気で考えていかないとだめなのだろうと。竹田相談員は一つあると思いますが、竹田相談員、何かありませんか。

(広岡会長)

私も竹田相談員に振ろうと思っていたのですけれども、竹田相談員、よろしくをお願いします。

(竹田相談員)

その辺のところをもう一度みんなで勉強をして、どこを、新潟市は80万ですので香川県と同じ規模の県になるわけですね、自治体規模としては。地域生活支援という考え方からいうと、やはり各区でどうやって安心安全で暮らしを継続できるかということが肝要になってくるわけです。そうすると、やはり新潟市全体のモデルと同時に各区のモデルというものが絶対必要で、その中で、今どういう到達点にあるのかということ、区の関係者がもう一度協議したうえで到達段階を確認して、次にはこれを目指そう、新潟市全体がこれを目指そうということ、作業をやるために12月2日に片桐さんと呼んでまず勉強会、まず地域生活支援拠点の考え方、高橋委員がおっしゃったことをまずみんなで共有して、実は2部構成で考えていて、片桐専門官からお話しをまずいただいて、その後、集まっていた各区のグループワークというものをして、そこで我が区における生活支援拠点の到達段階はどうかということ、そこで論議して、来年度以降に向けた方向性を、何とかそこで紡ぎ出せないかということを考えて、今回の企画になったという経緯があります。

(高橋(英)委員)

大変すばらしい仕掛けです。

(広岡会長)

ほかに、今の相談関係のことでご意見等ありますでしょうか。

なければ、次第の4番その他として障がい福祉課からのお知らせがございます。事務局からの説明をお願いいたします。

(障がい福祉課給付係長)

資料5をご準備ください。

児童発達支援等の利用者負担額の無償化についてのチラシでございます。こちらについては本年10月から実施されております幼児教育無償化に伴いまして、児童発達支援をはじめとした六つの障がい児支援サービスにおいても就学前の3歳児、4歳児、5歳児を対象に利用者負担額の無償化が実施されているというところでございます。これに伴いまして、利用者が新たに手続きを行うという必要はございません。このチラシを今年の夏前からチラシやポスターを対象となる事業所や各区役所の窓口などに設置しまして利用者に周知を行い、また、対象事業については無償化の対象となる期間を記載しました受給者証を発送し対応しているところでございます。説明は以上となります。

(障がい福祉課管理係長)

続きまして資料6をご覧ください。手話言語条例について説明させていただきます。

本条例は、手話は言語であるとの認識に基づき、手話への理解促進や手話をしやすい環境の整備に取り組むとともに、すべての人が心を通わせ、お互いの人格と個性を尊重しあう社会の実現を目指してこの4月1日に施行されました。このたびの条例の制定により、手話に対する理解促進や普及に向けた本市の責務や市民の皆様の役割などが明確化されました。これからは、今まで以上に手話が言語であるとの認識に基づき、職員研修における手話言語条例の説明や聴覚障がい者による手話講座の実施などとともに、小中学校においても手話に関する授業や聴覚障がい者との交流の場を設けていき、その際の講師への謝礼を補助するなど、手話を学ぶ機会の提供や手話をしやすい環境の整備に取り組んでいきます。

今後も、市民や事業者に対する条例の普及啓発に取り組み、手話に対する理解、体制整備を進め、手話を必要とする人があらゆる場面で利用できるよう、環境を整えていきたいと思えます。よろしく申し上げます。

続きまして資料7をご覧ください。

ともにプロジェクトの取り組み状況について説明いたします。ともにプロジェクトは新潟市障がいのある人もない人もともに生きるまちづくり条例の目的である共生社会の実現を目指して、平成29年秋からスタートし、まもなく丸2年が経過します。このプロジェクトの三つの柱

となる事業を中心に、現在の取り組み状況を説明します。

まず一つ目は（A）障がいのある人、ない人の交流の創出です。障がいのある人とない人が交流する機会を創出し、特に若年層における心のバリアフリーを推進します。市内の小中学校で障がい福祉教育を実施する際の講師の謝礼や、選定時に役立つゲストティーチャーの作成や、実際に障がい者の方を招いて福祉教育を行った際の講師の謝礼補助を行っています。また、先ほど説明しました手話言語条例が施行されたことを受け、ろう者を招いた福祉教育を行った際の講師謝礼も新設しております。

二つ目は、（B）一般企業への周知啓発です。障がい者アートを活用した共生社会の普及啓発として、バスターミナルなどの公共空間を活用し、障がい者アートの展示を行っています。これにより、障がい福祉にかかわりのなかった市民の方々からも障がい者の文化芸術活動や、個性の幅広さ、可能性について知ってもらい、共生社会への理解を深めてもらうきっかけづくりとしています。また、ともにE n t r a n c e と題して共生社会づくりに関心のある企業などをつなぐネットワークを構築する事業を行っています。民間の企業や福祉機関における情報交換やノウハウ共有を促進することを通して、共生社会づくりの動きが活性化することを目指しています。

三つ目は（C）分かりやすい広報です。共生条例の認知度は、昨年調査では28.4パーセントに留まっており、周知啓発を行う際にはいわゆる福祉関連ではない施設や、イベントにおいても積極的にPRを実施し、障がい福祉分野にかかわったことのないの方々に対してもアプローチができるように心がけています。昨年度はイオンモール新潟南で、新潟市フェアにおける周知啓発活動を行ったほか、成人式や新潟食の陣、万代島多目的広場一周年記念においてチラシの配付等を行いました。今年度は12月に東区役所において啓発用パネルや障がい者アートの展示、また、12月21日土曜日、イオンモール新潟南において特設ブースを設置して周知啓発活動を行います。その際には、共生条例の認知度アンケート調査も実施する予定です。今後も市内の各種イベントにおいても条例の周知啓発に努めていきます。ともにプロジェクトの取り組み状況については以上です。

次に資料8をご覧ください。

9月15日より新潟県全域を会場としまして第34回国民文化祭新潟2019、第19回全国障害者芸術文化祭新潟大会が開催されました。どちらも新潟県では初開催のイベントです。会期は11月30日までの77日間です。国民文化祭と障がい者芸術文化祭、両者を同時開催することで障がいのある人もない人も共に楽しみ、感動を分かち合い、交流を広げていくことを目的としています。

資料の裏面をご覧ください。障がい福祉課がかかわる事業について掲載していますので、簡

単にご紹介します。一つ目はバスなか美術館、先ほど説明しましたともにプロジェクトの一つで、新潟交通BRT路線を走る連節バスツインクルの中の中吊り広告を利用して、障がい者アートを展示する取組です。二つ目は福祉のいいもの展、NEXT21 中央区役所3階にて市内24の障がい福祉事業所で作られた、お菓子や小物を販売していますまちなかほっとショップが、全国各地の事業所の逸品を展示販売するものです。三つ目はともにEntranceです。こちらも先ほど説明しましたともにプロジェクトの一つで、今年度新たに立ち上げた共生社会を目指すネットワークです。加盟している企業や店舗、施設の入口に、障がい者アートを展示していただきます。

四つ目、柗谷藝術ロマン小路二〇一九秋日展は、古町柗谷小路のショーウインドウにアート作品を展示するものです。最後に五つ目、新潟のまちをより楽しく元気に！ 感性をより磨ける障がい者のおもてなしは、障がいのある人でも楽しませるまち歩きを実施するものです。併せてNEXT21の1階にて、休日限定で障がいのある人もない人も集い交流できる誰でもおしゃべりカフェを開設し、新潟のまちを楽しむイベントを行います。そのほか新潟市内では、文化的な祭典やシンポジウムが開催されます。一部入場料が必要なものはありますが、県内初開催のイベントですので、ぜひ足を運んでいただきますようお願いいたします。

続きまして資料9をご覧ください。ヘルプマーク、ヘルプカードの配付についてお知らせいたします。本市では、ヘルプマーク及びヘルプカードを各区役所健康福祉課や、地域保健福祉センターなどで7月中旬より希望者へ配付しています。ヘルプマークは義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方、発達障がいの方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方は、ヘルプカードを身に着けることで周囲の方から援助や配慮を得やすくなることを目的としています。ストラップ式ヘルプマークをかばんなどにつけることで、周囲の方に支援や援助を促すことができます。また、ヘルプカードは、障がいのある方などが困ったときに周囲に助けを求めるためのもので、手助けが必要な人と手助けができる人を結ぶカードです。障がいのある方が持ち歩き、災害時や緊急時など、周囲の人に提示することで、あらかじめヘルプカードに記載してあるお願いしたいことについて、手助けを受けることができます。ヘルプマーク、ヘルプカードは、周囲の方の支援を促すことを目的としていることから、広く市民の皆様や関係機関の方々に趣旨をご理解していただくことが重要です。皆様からの周知、啓発にご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

(障がい福祉課就労支援係長)

日頃からお世話になっております就労支援係の織田島といたします。私から一つセミナーのご案内をさせていただきます。事前配付しております資料10をご覧ください。障がい者雇用推進フォーラムということで、岩島委員もいらっしゃるハローワーク新潟と新潟市主催で開催いた

します。11月14日、会場は朱鷺メッセの国際会議室になります。基調講演は南浜病院ダイケア課精神保健福祉士の畑氏から、精神発達障がい特性の理解を深めるとともに職場定着についてお話ししていただきます。昨年から法定雇用率の算定基礎に精神障がい者が加えられ、ますます企業の精神障がい者雇用は進んでいます。現在、ハローワークの新規求職申込は約半数が精神障がい者ですし、当方のこあサポートの登録者も約半数が精神障がい者となっています。一緒に働く方から正しい知識を持っていただいて、必要なサポートをしていただくことで、安心して長く働いていただきたいと考えております。都合のつく方はぜひ参加していただければと思います。よろしくお願いいたします。

(障がい福祉課長)

障がい福祉課長の長浜と申します。本日は貴重なご意見いろいろとありがとうございました。最後に、私から来年度の予算に向けて今検討している事項についてご説明をさせていただきますと思います。資料の11をご覧ください。

今、新潟市につきましては、財政状況が昔と比べて厳しいということもございまして、これまでも全庁の事務事業点検などもやってまいりましたけれども、来年度からを事業の選択と集中をより集中的に進めるという、集中改革期間というふう位置づけまして、全庁の部署で事業の見直しというものを進めているところでございます。その一つとして、私ども障がい福祉課で検討している案件が、資料に記載してありますとおり更生訓練費及び障がい者福祉タクシー利用料金燃料費助成制度、こちらについて一部見直しまたは拡充をしていきたいと考えているところでございます。

はじめに、現状でございますけれども、資料上段に書いてございますとおり、障がいのある方が日常移動する際の割引ですとか助成という部分につきましては、まず民間の交通事業者、JR、バス、タクシーなどにおける割引サービスというものがございます。また、施設等による送迎サービスということで、事業所に通所する場合の送迎サービスですとか、学校に通学する際のスクールバスによる送迎、もしくは県からの助成といったものがあるということでございます。これに加えまして私ども新潟市で交通費の助成ということで大きく三つ行っております。一つが資料の左下でございますけれども、障がい福祉サービス事業所への通所費助成というものがございます。これは細かく言うと、更生訓練費の通所の助成とそちらに該当しない方で心身通所費助成、それから精神通所費助成と三つの助成制度があるという状況でございます。

それから、真ん中の方を見ますと、社会参加のための交通費等助成ということで、タクシーの利用助成、もしくは自動車燃料費の助成どちらかを選択するという形で助成をするという制度がございます。それからもう一つ、右の方になりますけれども、人工透析の方が通院する際



の交通費助成というものもございます。この三つの交通費の助成について、今、来年度からの方針を検討しているというところがございます。一つ目の障がい福祉サービス事業所への通所費助成につきましては、資料にも記載してございますけれども、更生訓練費と心身通所費、精神通所費という三つの制度が今混在していると。これはそれぞれの担当部署が昔違ったりですか元々の成り立ちが違ったりということで、三つの制度が混在しているわけがございますけれども、制度ごとに同じ距離であっても助成額が違ったり、取り扱い手続きが違ったりという課題がございますので、こちらにつきましては、この三つを統一した一つの分かりやすい制度にしていきたいと。それによって助成の額ですとか、申請の方法などを統一していきたいと思っております。これを実際にやることによってもらえる金額が増える方もいれば、減る方もいれば、変わらない方もいるということで、一部そのような影響が出てくることが予想されます。

真ん中の、社会参加のための交通費等助成につきましては、タクシー券と自動車燃料費、どちらも 26,000 円分をどちらかを選択するということになっておりますけれども、課題といたしまして、そもそも精神障がいの方が対象になっていないという大きな課題が一つございます。それからもう一つ、金額が同じということで、タクシーと自動車ではそもそも若干動ける距離というか、活動範囲が大きく違うのではないかというような課題がございますので、この辺を踏まえた見直しを今考えております。具体的には、タクシーも自動車燃料費も、どちらもそうですけれども、まずは精神障がい 1 級の方もこの制度の対象になるように、対象者の拡充というものを図っていきたいというふうに思っております。

それからタクシーの利用助成につきましては、1 枚 500 円のタクシー券を 1 週間 1 枚、52 週分、1 年間分使っていただきたいということで、26,000 円分のタクシー券を希望者の方に配付しているのですが、こちらの利用制限というのが若干かかっていまして、500 円以上の場合に 1 枚、1,000 円以上の場合には 2 枚いることで、最大でも 2 枚までしか同時に使えないという状況になっているのですが、こちらについてももう少しつかい勝手をよくしていただけないかというご意見を多くいただいておりますので、こちらにつきましては、1,500 円以上の場合には 3 枚まで使えるように、若干の利用しやすさというものを拡充していきたいと思っております。

一方、自動車の燃料費につきましては、タクシーの助成制度に 5 年ほど遅れて始まった制度でございまして、当時、タクシー券と同じ 26,000 円という額に着目をして上限 26,000 円の燃料費を助成するという制度になっているのですが、最初のタクシーと同じように、1 週間に 1 回程度車を使って社会参加をするといったときのガソリン代がどれくらいになるかというのを、改めてガソリンの 1 日あたりの消費量ですとか、ここ近年のガソリンの単価などを基に、改めて再算定をさせていただきまして、正式にはまだ決まっておりますけれども、

今現在、こちらについては26,000円から大体10,000円程度に減額をさせていただきたいというふうに、今、考えているところでございます。

三つめの人工透析の通院費助成につきましては、タクシー、バス、自動車、いずれの交通機関を使った場合でも、今現在一律13,000円という助成をさせていただいております。しかしながら、課題として助成額というのが週3回通院をされる方から見ると少し低額ではないかというようなこともございますので、こちらにつきましては、いずれの場合も今13,000円となっているところを、20,000円程度に拡充したいというふうに今考えております。

これだけトータルをすると、自動車燃料費助成を利用されている方がけっこういらっしゃいますので、幾らか予算として私ども減額することになるのですけれども、ここで出た財源を、今、課題の一つとなっております、重度障がい者が暮らしていくためのグループホームというものをもう少し新潟市内に増やしていきたいということで、今現在、グループホームの運営費の助成を私ども行っているのですけれども、ここで出た財源をそちらのグループホームの運営費助成の拡充というところに使っていきたいなと思っております。重度の方を受け容入れた場合の助成額が、今までよりも少し高くなるような新しい助成制度というものを今検討しているというところでございます。今ほどのお話して分かるように、若干お金が減額となる影響の方もいらっしゃいますし、拡充になる方もいらっしゃるという中で、ご理解を今後得ていきたいと思っておりますので、ご承知おきいただければと思います。私の方からは以上でございます。

(広岡会長)

以上で、本日予定しております全体会、すべて終了とさせていただきます。円滑な議事、進行にご協力いただきまして誠にありがとうございます。